

知っておきたい 税金あれこれ No.11

(隔月発行)



OAG税理士法人
資産税部

新宿区左門町3番地1 左門イレブンビル5階

TEL: 03-3356-9616 FAX: 03-3356-1100

OAG 税理士法人 URL <http://www.oag-tax.co.jp>

OAG(チーム相続)URL <http://www.sohzoku.jp>

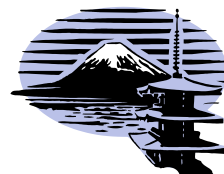
ふるさと納税が始まります。

皆様がお住まいの各市町村に納めている住民税の一部を、ご自分の好きな市町村に「寄付」として納められる制度が、平成20年より始まります。

『ふるさと納税』です。

税金を納める自治体をご自身が選べる制度です。

現行の住民税では、自治体や共同募金への寄付のうち、10万円を超える部分のみを所得から差引く所得控除が行われています。ふるさと納税では、住民税の納税額の1割を限度として、他の自治体へ寄付をした金額から下限の5,000円(もしくは10,000円?検討中)を差引いた金額を本来納める住民税から控除することが出来ます。詳細については、来年度の税制改正で明らかにされる予定です。



路線価が上昇すると固定資産税は高くなってしまおうの？

去る8月1日、相続税や贈与税の算定基準となる平成19年度の路線価が国税庁より発表されました。全国の標準宅地の平均路線価は1平方メートルあたり、前年比8.6%、1万円増の12万6000円で、2年連続の上昇となりました。

都道府県別の集計によると、東京都は評価基準額の平均額が前年より17.1%(8万3000円)上がって56万7000円となっています。

では土地の所有者に対して課税される固定資産税は来年から急に高くなってしまおうのでしょうか。

(1) 固定資産税評価額の見直し

固定資産税は、「固定資産税評価額」をもとに課税額が決まります。この「固定資産税評価額」が上昇すれば固定資産税も高くなる可能性があります。但し、「固定資産税評価額」は3年に一度見直しをすることになっており、毎年評価替をしているわけではありません。前回の評価替が平成18年でしたので次回の評価替は平成21年。次回評価替される「固定資産税評価額」は、現在より上昇する可能性が高いものと思われます。

(2) 固定資産税評価額が上昇すれば税額も急に高くなるのでしょうか。

固定資産税は上記(1)の通り固定資産税評価額をもとに課税額を算定します。そのため、固定資産税評価額が上昇すると課税額も一気に増えてしまうこととなります。このような固定資産の評価替等により課税額が急激に変動することのないよう、税負担の調整措置が設けられています。従いまして、固定資産税評価額が上昇したとしても、課税額がその上昇率同様に急激に高くなるということはないものと考えられます。

(3) 固定資産税の負担の調整措置

負担の調整措置は「税負担水準の均衡化」という観点から、各年度の税負担を調整するために導入された制度です。具体的には、急激に課税額を増やさず年々徐々に増額させることを目的としています。従って、固定資産税評価額は3年間変わらない場合でも、課税額は年々増加する場合があります。

固定資産税評価額の評価替は2年後の話となりますが、この機会に固定資産税の課税明細書に注目してみてください。

